午前10時30分、8

日(土)午後2時30分。

ご家族皆さんで、

ぜ ひ遊び

ツ

8月11日からのお知らせ

清田区児童会館 どんどんまつり

します。 とのふれあいコーナー、工作 しています。 やチャレンジコーナーなど楽 日限りの児童会館がオープン しいイベントをたくさん用意 はしご車の乗車体験や動物 区役所前市民交流広場に

時~午後3時。 に来てください。 **◆日時** 8月26日(日)午前 ▼会場 区役所前市民交流広

開催します。 ※雨天時はテントを設置して (水)から区内各児童会館で販 ▼前売り券販売 参加料 当日参加券一人300 (前売り券は一人20円)。 8月1日

売します。

清田図書館から

午前10時~正午 (全3回)

500円

2889-2491

たのしいおはなしの会

分、9月6日(木) 時30分、25日(土)午後2時30 **◆日時** 8月16日(木)午前10

ボランティア入門研修会

「ボランティア活動とはどういうものなのか」また「ボランティア活動をする際の注意点は」など、これからボランティア活動を始める場合に役立つ知識や技法を学ぶ研修会を開催します。

ボランティア活動に関する講義・実技。

(1)ボランティア活動の基本について (2)車いすの操作方法について (3)高齢者と健康について

以下①、②の両方に該当する方が対象です ①区内にお住まいの全日程参加可能な方

②研修受講後、区社会福祉協議会にボランティアの登録と活動が可能な方

費用

8月20日(月)午前9時から電話でお申し

(区役所3階)

清田区社会福祉協議会

(第1回)9月19日(水) (第2回)9月20日(木)

(第3回)9月21日(金)

区役所3階大会議室

②研修受講後、

30人

込みください(先着順)。

人 会 場 (89) 2484 清田図書館(区役所4 幼児とその保護者。 お話し室。

内容

会場

対象

定員

申込

申込先・詳細

清田老人福祉センター ふれあいまつり

祭りを開催します。 世代間交流を深めるため お子さんや地域の皆さんとの よさこいやリズム体操、 清田老人福祉センターでは、 つのお ク

者と同伴でお越しください。 時~午後3時。 行います。ぜひお越しください。 ※就学前のお子さんは、保護 ◆参加方法 当日、 ※雨天時はセンター内で開催。 ◆会場 清田老人福祉センタ にお越しください(費用は無料)。 ◆日時 8月19日(日)午前10 (清田3条3丁目) 駐車場。 直接会場

脂肪測定コーナーもあります。 お祭りを開催します。 子と地域の皆さんが交流する どなたでも気軽に参加でき いろいろな遊びのコーナー

時45分。

◆会場

清田区体育館・温

◆ 日 時

9月30日(日)午前

◆ 日 時 時~正午。

平岡小学校 平岡

※就学前のお子さんは、保護 にお越しください(費用は無料) 直接会場

者と同伴でお越しください。 条2丁目)体育館。 ◆参加方法 当日、

平岡キッズまつり

員協議会が主催となって、 平岡地区民生委員・児童委 親

中級・初級のランク別)。

ダブルス戦

(男女別、上級

◆競技内容

シングルス戦と

10周年記念卓球大会

ますので、ぜひお越しくださ 保護者のための血圧・体

プール

(平岡1条5丁目)。

参加をお待ちしています。

▼競技内容 男性の部、女性の部。

してみませんか。多くの方の

日ごろの練習の成果を発揮

区内にお住まいかお

勤めの方、または区内でサー

クル活動をしている18歳以上

時30分。

◆ 日 時

9月15日(土)午前

8

◆会場

平岡公園パークゴ

ル

の方(学生は不可)。

▼参加料 一人千円。

皆さんが作った木彫り、皮革 ラシックコンサートや地域の

上芸作品の展示即売会なども

8月26日(日)午前10

平岡まちづくりセンター

ので、お申し出ください(先着順)。 ※車の方は駐車券があります 載して8月8日(水)~9月1 スでお申し込みください。 氏名、住所、 配布する申込用紙に参加者の 振興課または清田区体育館で 日(土)に左記申込先へファク ◆申込方法 区役所2階地域 ◆申込・問い合わせ先 清田区卓球協会 種目、希望ランクを記 $882 \ 7765$ 電話番号、年齢

険料を含む

▼参加料

人 500 円

(傷害保

者同伴)。

学生以上の方(中学生は保護

◆対象

区内にお住まいの

フコース(平岡公園内)

みください。

◆申込・問い合わせ先

清田

話またはファクスでお申し込

申込方法

左記申込先へ電

▼定員 151人 (先着順)。

地域振興課地域活動担当

火災から命を守るために! 住宅用火災警報器の設置が義務 化されました。 住宅火災による死亡者数は全国 的に増加傾向にあり、平成15年か ら4年連続で1,000人を超えまし た。また死亡原因のほとんどが逃

半が高齢者で占められています。 そのような現状を受け、火災の 早期発見に有効な住宅用火災警報 器の設置が、消防法の改正により 義務化されました。

げ遅れによるもので、死亡者の大

◆設置時期

【新築住宅】平成18年6月1日から 【既存住宅】平成20年6月1日から ◆設置場所 就寝室、階段、 には設置が必要です。

【就寝室、階段】煙感知器を設置 【台所】煙または熱感知器を設置

詳細:清田消防署☎883-2100

☎(89)2400(内線25)

地域振興課地域活動担当

☎(88)2400(内線25) 詳細 地域振興課地域活動担 球(88)9313)

(山田宅 ☎(器)9313、 区パークゴルフ協会事務局

第10回清田区

清田区誕生10周年を記念-パークゴルフ大会を開催